

第24号議案

八王子市子ども・若者基金条例設定について

八王子市子ども・若者基金条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市子ども・若者基金条例

(設置)

第1条 子ども・若者の健全な成長に資する事業の資金に充てるため、八王子市子ども・若者基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 指定寄附金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが

できる。

(処分)

第6条 基金は、子ども・若者の健全な成長に資する事業に必要な財源に充てる場合には、これを処分することができる。

2 前項の規定によるもののほか、基金に属する現金を預金している金融機関が預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故により当該預金の払戻しができない場合において、当該預金に係る債権と当該金融機関から借り入れている市債とを相殺するために市債の繰上償還の財源に充てる時は、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。